

## 裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 葛飾区長

審査請求人が令和6年8月2日に提起したひとり親家庭等の医療費の助成の範囲を変更する処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年5月29日、処分庁に対し、葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年葛飾区条例第39号。以下「条例」という。）によるひとり親家庭等医療費助成の受給資格の認定を請求した。
- 2 処分庁は、平成29年6月7日、審査請求人について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）の助成を受ける資格を認定する処分を行い、この資格を証するひとり親家庭等医療証を送付する方法により同処分を通知した。
- 3 処分庁は、審査請求人が姉と同居したことを知ったことから、令和6年6月21日、

審査請求人に対し、ひとり親家庭等医療費助成申請事項変更・額改定（減額用）届を提出するよう依頼し、審査請求人は、同年7月7日付書面（受付は同月9日）により、「A（姉）とR6年a月b日に同居した」との記載のある同届を提出した。

- 4 処分庁が審査請求人と同居することとなった姉の令和5年度の市町村民税を調査したところ、同人が課税対象者であることが判明した。
- 5 処分庁は、審査請求人が、審査請求人の扶養義務者であり、かつ、課税対象者である姉と同居したことから、令和6年7月18日、審査請求人の医療費助成の範囲を、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算出した一部負担金に相当する額等（以下「一部負担金額相当額」という。）を控除した額に変更する処分（本件処分）を行い、同日、同範囲で助成することを証する医療証を送付する方法により審査請求人に通知した。
- 6 審査請求人は本件処分を不服として令和6年8月2日、本件審査請求を提起した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

処分庁は、同居の姉を審査請求人の恋人と認定して本件処分を行っており失当である。

### 2 処分庁の主張

同居の姉を恋人と認定したものではない。

ひとり親等と同居する同人の扶養義務者である姉が課税されていることから、本件処分を行ったものであり、違法又は不当な点は存在しない。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の定め

#### (1) 条例

（目的）

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(規則で定める状態にある児童を除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる児童で規則で定めるもの

(第3項及び第4項は省略)

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、区内に住所を有するひとり親家庭等の父若しくは母及び児童又は養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(第1項各号及び第2項は省略)

(所得の制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する所得のあった年の翌々年の1月1日から1年間は対象者としな

- (1) ひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親家庭等の父又は母(以下この号において「ひとり親」という。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親が当該費用の

支払を受を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

- (2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(第2項及び第3項は省略)

(医療証)

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、規則で定めるところにより葛飾区長(以下「区長」という。)に申請し、医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(以下「対象者等負担額」という。)から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。)に相当する額(同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額)及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」という。)の合計額(以下「一部負担金等相当額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相

当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。)を助成する。

(第3項は省略)

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

- 2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(第3項は省略)

- (2) 葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成2年葛飾区規則第1号。以下「規則」という。)

(条例第6条第2項の規則で定める者)

第15条の3 条例第6条第2項に規定する規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等で、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この条において同じ。)が課されない者又は葛飾区特別区税条例(昭和39年葛飾区条例第49号)で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)とする(なお、規則は、第12条第1項第4号において、条例第4条第1項第2号に規定する配偶者及び扶養義務者を扶養義務者等と定義している。)

## 2 判断

- (1) 実体について

ア 従来、審査請求人は、一部負担金額相当額についても助成を受けていたが、審査請求人が課税対象者である姉と同居したことにより、処分庁は、本件処分により、審査請求人を一部負担金額相当額の助成の対象としないこととしたものとしたもの

である。

イ 一部負担金額相当額の助成対象者については、条例第6条第2項及び規則第15条の3に記載がある。

上述のとおり、条例第6条2項は、一部負担金等相当額の助成対象者を規則で定めるとし、規則第15条の3は、条例第6条第2項に規定する規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等で、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税(略)が課されない者又は葛飾区特別区税条例(略)で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)とする。

同規則の記載は一義的に明確ではなく、ひとり親等又は扶養義務者等が課税対象者でなければ、ひとり親又は扶養義務者等がそれぞれ一部負担金額相当額の助成対象者になるとも読める。

しかしながら、扶養義務者等は、条例制定当初から助成の対象ではなく、これまでも助成対象であったことはない。そのためこのような理解は、規則の扶養義務者等に関する規定を空文化し、扶養義務者等を助成の対象者等とはしていない条例第3条と矛盾する。

そのため、日本語として不自然な点があるものの、規則第15条の3は、ひとり親等及び扶養義務者等がいずれも非課税対象者である場合に限って、一部負担金額相当額の助成対象者とするものと解すべきである。

ウ 扶養義務者等は、規則第12条第1項第4号において、「条例第4条第1項第2号に規定する配偶者及び扶養義務者」と規定されており、条例第4条第1項第2号は、「ひとり親等の配偶者」又は「ひとり親等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの」とされている。

この点、姉は、民法第877条第1項に定める扶養義務者に該当する。

また、同じ住所地において同居しており生計を同じくしているといえる。

この点、いわゆる二世帯住宅等、同一住所地においても同一世帯とは言えない場合もあるが、審査請求人自身「同居」という表現を行っている。特段の事情なき限り、同一住所地に居住していれば特段の事情がない限り同居していると蓋然性が高いというべきであり、審査請求人からもこのような特段の事情の主張等が存在しな

い。

そのため、審査請求人とその姉は生計を同じくするといえる。

エ 加えて、審査請求人の姉は、課税対象者である。

オ よって、審査請求人が一部負担金額相当額の助成対象者でなくなったとして処分庁が本件処分を行ったことは、実体面からは適法である。

## (2) 手続について

ア 本件処分は、従来から医療費の助成を受けていた審査請求人に対する助成を制限するものであり、不利益処分（葛飾区行政手続条例（平成7年葛飾区条例第1号。以下「行政手続条例」という。）第2条第9号本文）に該当する。この点、本件では、審査請求人の申請事項変更届・額改定（減額用）届に基づき処分が行われていることから、不利益処分から除外することとされる同号エ記載の「当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由とするもの」に該当するかが問題となる。

この点、本件届は、新たな事実を届け出るものであり、「事実が消滅した」ことを届け出るものではない。

また、申請した事項に変更が生じたことを届け出たにすぎず、当該許認可等の基礎となった事実が消滅したことを届け出るものではない。

そもそも、同除外規定の趣旨は、許認可等の基礎となった事実及びこれを消滅したことを認識して届け出た者については、その後に許認可等の効力が失った場合においても、その理由は明確であり、敢えて理由付記をする必要がないから、これを不要としたものである。

しかしながら、審査請求人の提出した書面は、申請事項変更届・額改定（減額用）届であり、単に申請事項の変更を届け出る趣旨であるか、減額事由の発生の届であるか明確ではない。また、弁明書の記載からも、審査請求人が助成の対象が限定される事由が発生したことを認識してこれを届け出たとは認められず、処分庁も理由付記をしないことに理由がないことを認めている。

よって、本件処分は行政手続条例第2条第9号エに該当せず、不利益処分に該当する。

イ 行政手続条例第14条第1項本文において、行政庁が不利益処分をする場合には、

その名宛人に対して、同時に当該不利益処分の理由を示さなければならない、としており、他方で、同条第3項において、不利益処分を書面でするときは、その理由を書面により示さなければならない、と規定する。

理由付記の趣旨は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであり、このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、不利益処分に付記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規が適用されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないものというべきである（旅券法に関する最判昭和60年1月22日）。

ウ この点、本件処分の通知は、医療証を送付する方法により行われている。

同医療証には、「次の受給者は、葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を葛飾区が助成するものであることを証明する。」と記載されている。

また、同医療証送付の際に同封された「一部 食 の表示のある医療証の方へ」という書面には、「この医療証は扶養義務者（同居する父母、兄弟姉妹、18歳以上の子等）の住民税が課税されている方の医療証です。」との記載がある。

他方で、いずれの書面においても、審査請求人が実姉と同居したことにより本件処分を行ったことの記載はなく、条例名の記載はあるものの条例や規則の条項等の記載は存在しない。

そこで、事実関係及び法令の記載として十分か検討する。

エ まず事実関係の記載であるが、いずれの書面においてもいかなる事実関係に基づき処分を行ったか否かについて明示されていない。

しかしながら、本件処分は、審査請求人の申請事項変更届・額改定（減額用）届の「A（姉）とR6年a月b日に同居した」との届により行われていることが明確であり、審査請求人もいかなる事実関係に基づき処分が行われたか了知可能である。上述のような不利益処分に理由付記を求める法の趣旨からすれば、特に処分の通知に際して事実関係が明示されていなくても事実適示に欠けるところはないというべきである。

オ 次に法令の記載として十分かであるが、医療証に条例名の記載は見受けられるも



の、本件処分に関連するいかなる書面においても条文の記載はなく、規則についても記載がない。

特に、上記のとおり規則の記載が必ずしも明確でないことを併せ考えれば、処分庁が条例第6条第2項及び規則第15条の3の要件を欠くこととなったことを審査請求人が了知することは困難である。

カ よって、本件処分は不適法であり取り消されるべきである。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

### 4 審理員意見書の添付

本件審査請求は、行政不服審査法第43条第1項第7号の規定により、葛飾区行政不服審査会への諮問を要しないものであることから、同法第50条第2項の規定により、本裁決書に審理員意見書を添付する。

令和7年2月10日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳